

平成28年(モ)第4061号 保全異議申立事件

(基本事件:平成28年(ヨ)第16号 相模原支部 仮処分命令申立事件)

債権者 部落解放同盟 外5名

債務者 宮部 龍彦

保全異議準備書面(3)

平成29年1月5日

横浜地方裁判所第3民事部保全係 御中

債務者 宮部 龍彦

第1 「平成28年版 人権教育・啓発白書」について

1 御庁からの文書の提示は本来弁論主義に反すること

「平成28年版 人権教育・啓発白書」(以降、「白書」という)が、どのような趣旨で御庁から提示されたのか不明であるが、民事訴訟法第219条の手続きを経ていないことから、少なくとも白書が書証に該当するものではないと理解する。

また、白書は法律の内容や法律の解釈に係るものでもない。

とすると、白書は本件保全異議申立てに係る決定の判断を左右するものではないのだから、本来は債務者が意見を述べるような対象ではない。

しかし、あえて意見を述べる。

2 法務省がインターネット上の「特定の地域を同和地区であると指摘する」情報の削除をプロバイダ等に要請していることについて

これは法律上の根拠がないだけでなく、法律によって強制することが現実的

に不可能である。

そもそも、インターネット上で同和地区の地名を書いてはいけないといった風潮が生まれたのは、債務者が知る限り、次のような経緯だったと認識している。

2000年頃に電子掲示板「2ちゃんねる」管理人の西村博之が岡山県の解放同盟関係者との申し合わせで、同和地区名が掲示板に書き込まれたら削除するというルールを作った。それ以来、「2ちゃんねる」に同和地区名が書かれたら、法務局等が削除要請すれば「2ちゃんねる」は自主的に削除するようになった。

当然、これは「2ちゃんねる」のルールに過ぎず、法務局の削除要請も任意の協力要請に過ぎない。しかし、当時はインターネット上の「表現の自由」にかかわる問題の震源地の多くは「2ちゃんねる」で、有名な裁判もあったことから、「2ちゃんねる」の削除基準の全てに法律的な背景があり、「2ちゃんねる」のみならずネット全体のルールであるかのような誤解が広まった。

インターネットが普及し始めて間もない頃から、個人の部落問題研究者、部落解放同盟の支部などがウェブサイトを開設し、そこに同和地区の地名が掲載されていることは普通にあった。また、地方公共団体のウェブサイトで「同和対策」「地域改善」に係る資料に部落名が書かれていることもよくあった。

今でも一般社団法人部落解放・人権研究所が同和地区の地名が書かれた文献を大量にインターネットで公開しているし、様々な大学・研究機関・図書館のウェブサイトでも同様の資料が無数に公開され、むしろ増えている。

そこで、法務省は「不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で」という要件を必ず付けている。

しかし、何をもち「不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的」と言えるの

か、判断が容易でない。同和地区名が掲載された学術的に重要な文献が多数存在する中で行政が主体となってそのような事を行えば、まさに検閲であり、学問の自由の侵害である。

また、「差別を助長するような言論をなす者があったとしても、これを公権力によって抑圧することが適法かどうかは全く別の問題である。言論に対しては言論をもってすべきが現代社会の常法であろう」とした加須市長選挙無効事件(判時806号)の高裁判決の趣旨にも反することであり、議論したり共に考えたりするのではなく、単に「黙らせる」という極めて安易で「頭の悪い」解決方法である。

平成28年12月1日参議院法務委員会でインターネットを所管する総務省総合通信基盤局電気通信事業部長は「インターネット上において特定地域を同和地区と掲載する行為に対しては、同様に削除を請求することができるのでしょうか」との質問に対し、できない旨を答弁している(乙72)。同委員会では法務省人権擁護局長が「不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的」という語句を用いているのも見ることができる。

少なくとも債務者は「不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的」で特定の地域を同和地区であると指摘したことは一度もない。

3 人権侵犯事件数について

これは全国の法務局が「同和問題に関する人権侵犯」として処理した件数で、率直なところ、この数字だけで何かを読み取ることは無理と考えられる。

しかし、これが「部落差別は深刻だ」という根拠とされ、「～であるとはいえない」「～であることも否定できない」といった言い回しを多用した判決書で、同和事業に絡む情報の公開を阻む理由とされてきたことも事実である。

そもそも債務者は「部落差別は解消されたのだから同和地区名を公開しろ」と言っているのではなくて、「まだまだおかしな地域があるのだから、地名を出せないなら議論にならない」「同和事業をやっていた時代に地方公共団体や解放同盟の関連団体は同和地区の場所が分かるような文書をばらまいていたのだから、今さら部落を公開すると部落差別が助長されるという因果関係は成り立たない」と言ってきたのである。

また、本件は純然たる民事訴訟であるのだから、行政機関である法務省が何を行っているのかは無関係である。

それでも、あえて意見を述べるため、白書の数字だけではあまりに不十分であるから、法務省によって次のアドレスで公開されている平成18年以降のデータを分析した(乙73)。

http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html

ここから次のこと等が読み取れる。

- (1) 人権侵犯の件数は地域によるばらつきが大きい。
- (2) 平成18年から平成20年まで、同和問題に関する人権侵犯は横ばいであったが、平成21年以降は明らかに減少傾向にある。
- (3) 特に大阪での減少が著しい。
- (4) 一方、四国4県、京都、福岡、奈良、広島では減っていないか、増えたり減ったりを繰り返している。
- (5) 平成28年は10月までのデータしかないが、減少傾向でこのペースでいけば過去最少になる見込みである。

さて、それでは同和地区名や部落名の公開が人権侵犯事件の増減と関係があるかと言えば、次のとおりである。

平成22年頃から、インターネットのグーグル検索で「部落 鳥取」「同和 大

阪]「部落 滋賀」で検索すると、鳥取と大阪と滋賀の同和地区や部落の位置を示す地図が真っ先に表示されるようになったが、いずれの地域でも人権侵犯事件は減少傾向で、増えているとは認められない。

全国部落調査がインターネットで公開された平成28年についても、未だに全国部落調査はインターネットで誰でも見られる状態にあるにも関わらず、前述のとおりむしろ減少傾向である。

以上のとおり、少なくとも法務省のデータは、「同和地区名や部落名を公開すると人権侵犯事件が増える」という根拠がないことを示している。

第2 債権者「準備書面3」について

1 「はじめに」について

全て否認ないし争う。

2 「1 前提事実」について

認める。

3 「2 債務者の関与による記載内容の変更」について

1段落目について、本土の訴訟記録の閲覧制限が認められたことと、本訴訴状が当事者目録を除いた形で示現舎ウェブサイトに掲載されていることは認めるが、その余は不知。

2段落目については否認する。

東京地方裁判所で本訴の当事者目録の閲覧制限が申し立てられたのは平成28年8月23日のことであり、それまで形式的には秘密として扱われていなかった。

閲覧制限がされた前後に関わらず、本訴原告の氏名及び住所は、東京地方裁判所裁判官、書記官等も入手可能であるし、原告側と被告側ではむしろ原告側の方が多くの人に関わっている。Wiki サイトは誰でも編集が可能であるから、誰でも「部落解放同盟関係人物一覧」の記載内容に変更を加えることができ、債権者や債権者の周囲の人物であっても可能である。

債務者は昨年、別件でさいたま地裁から仮処分を受けた時に、公開されていないはずの仮処分決定の内容が判例時報に掲載され、そのことについて司法記者クラブの記者から取材されたことがあった。債務者が逆に「なんで公開の判決でもないものが判例時報に載るのか」と記者に聞いたら、「たぶん裁判官がリークしたんでしょうね」という返事であった。そのようなことがあったので、裁判所に閲覧・謄写の記録がないからといって、事実として閲覧・謄写が行われていないとは言えない。

また、本訴は原告本人だけでも200人を超えるし、原告側は様々なところに裁判の支援を呼びかけているため、東京地方裁判所では103号法廷ですら口頭弁論の度に傍聴券が配布されるような状況である。

「部落ってどこ？ 部落民ってだれ？」(乙4)78ページ以降で書いたとおり、債権者解放同盟は政治的団体という性質上、組織内における個人情報の管理が緩く、組織内に不満分子を相当抱えている。

これらの事実からすると、当初から「部落解放同盟関係人物一覧」は債権者解放同盟内部の人物が内部文書を流用して作成したことが疑われる。さらに、本訴の原告目録が流用されているとすれば、そのことをさらに裏付けているという見方もできる

4 「3 具体的な記載内容の変更点」について

「本訴の訴状の当事者目録がこの変更の情報源となったことについては疑いを挟む余地はない」「この当事者目録を入手できたのは、債務者及び債務者の共同経営者のみであり(中略)この記載内容の変更を債務者が行ったこと(あるいは、記載ナウ用の変更に債務者が深く関わっていたこと)は明らかである」については否認する。その余は債務者が答弁するような性質のものではない。

先述の通り、本訴の当事者目録を入手できたのは債務者及び債務者の共同経営者に限らない。また、当事者目録に限らず、本訴の原告の情報は債権者側の方がはるかに知り得る立場の人間が多い。

以上